

部 活 動 規 定

大和村立大和中学校

1 方 針 (部活動の目的)

- (1) 部活動は、学校教育の一環として行い、各種目に興味と関心を持つ生徒によって組織されより高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験させる。
- (2) 生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や技能を育て、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感を育成し、個性の伸長を図る。
- (3) 部活動を通して、生徒のスポーツ・文化活動と人間形成を支援するとともに、生徒の明るい学校生活を助成し、地域・保護者との連帯感を高め、生徒相互の一体感を醸成するものとする。

2 部の設置 (令和5年度の部活動ならびに顧問は次のとおりとする。)

部活動名	顧 問
水 泳	
男女ソフトテニス	
バドミントン	
美 術	

※1 顧問とは、大和中学校の教職員（常勤）とし、顧問のいない部は認めない。

※2 外部コーチとして、学校長が承認した人物へ委嘱することができる。ただし、中体連の確認事項に基づき手続きを行うものとする。(常時学校で生徒と活動していること。)

3 入・退部について

- (1) 部への入・退部は自由であるが、3年間継続できるようにする。所定の入退部願いにより、学級担任、顧問の許可を受け、学校長へ願い出る。
- (2) 入部願いについては、新1年生、2・3年生ともに4月14日(金)までに顧問へ提出するものとする。
ただし、新1年生は、4月13日(木)までは、体験入部を可能とする。
正式入部の受付期間は4月5日(水)～4月13日(木)とする。
- (3) 年度途中の転部は、原則として認めない。
- (4) 諸事情により転部・退部をやむをえない場合は、部活動顧問より退部届を受け取り、部活動顧問並びに学級担任、保護者に了承を得て、部活動顧問に提出する。

4 部活動時間

練習時間は、日没時刻による安全面、スクールバスによる下校等を配慮して下記の通りとする。特にスクールバスへ遅れないよう時間を厳守すること。

月	活動時間	スクールバス (学校発)
4、5月	～18:00	18:20
6～9月2周目まで (6校時カットの日)	～18:10 (～17:40)	18:30 (18:00)
9月3・4週目	～18:00	18:20
10月	～17:50	18:10
11～2月テスト前まで	～17:20	17:40
2月テスト明け～3月	～17:50	18:10
第2土曜日 4・5・6・7・10・12・1月	13:00～15:40	16:00
第2土曜日以外の土曜日 長期休業中	8:30～11:45	12:05

※日の入りの状況に合わせて、変更する場合がある。

- (1) 練習計画は、各部活動で決定し、週2日は必ず休養日を設けることとする。(本校では原則平日は水曜日、休日は日曜日とする)地域行事や生徒の過度の負担にならないように配慮すること。
- (2) 長期休業中の練習は、顧問が計画を立て顧問の指導のもと行うものとする。
- (3) 定期テスト7日前からテスト最終日前日までの練習は中止する。ただし、中体連に準ずる大会及び職員会議で認められた大会へ出場する際には同意のもと最大1時間の練習を認める。
※延長する場合は、保護者の送迎となる。
- (4) 顧問(外部コーチ)不在の場合は、練習を中止する。

5 保護者による後援会(育成会)

原則として、各部ごとに後援会を組織し、生徒の保護者は、全員が会員となり次のことを話し合い、活動の援助をする。

- (1) 後援会規定
- (2) 部費について
- (3) 年間活動計画
- (4) 大会等への配車計画

6 部活動生が守るべき心得

- (1) 生徒による主体的な活動とし、顧問の指導に従うこと。
- (2) 目標を持ち、礼儀正しく、協力して活動すること。
- (3) ふさわしい服装で活動し、常に身なりを正すとともに、部室ならびに練習場所の整理整頓に努めること。
- (4) 時間のけじめをつけること。
- (5) 部活動と学業の両立を図り、家庭学習(予習・復習)にも一層努力すること。
- (6) 休日に練習のため登校する際には、通学の決まりを守り、決められた服装で登校すること。
※自転車による登校は、認められていない。

7 その他

- (1)朝の活動については自主的な活動として、次の条件を満たしたうえで、7:30~7:50まで行ってもよい。
 - ① 事前に職員、保護者の了承を得ておくこと。
 - ② 生徒・保護者に過度の負担とならない内容とすること。
 - ③ 部活動顧問の了承を必ず得て行うこと。
- (2)陸上大会及び駅伝大会の練習については時期を考慮して職員、保護者の了承を得て行ってもかまわない。
- (3)3年生の部活動への参加は、原則として地区総体又は県総体・九州総体・全国総体を終了した時点で認めないものとする。ただし、高校入試において実技試験要する場合は、その限りではない。
- (4)公立高校入試後は、1・2年生へのサポートの観点から3年生の部活動参加を認める。その際、必ず顧問の指導・監督の下で、1・2年生と同じ時間帯で部活動を行うこと。また、問題行動が発覚した場合、指導を行った時点から該当する3年生は活動停止とする。
- (5)土曜授業の日は、弁当及び水筒をもって来る。飲食場所は全員本校体育館とする。
※自動販売機等での購入は認めない。

8 部活動停止

部活動、学習活動、生活面で中学生としてふさわしくない行為がみられた場合は、部活動顧問会で検討の上、その程度に応じて個人または、その部全員の部活動停止、出場停止の処分をする。

部活動生で校則違反や、不良行為等がある場合には、大会参加への自粛、ならびに練習停止になる場合がある。(特に眉剃り等は、中体連の申し合わせ事項に基づいて出場させない。)

- まゆざり …発覚し、指導を行った時点から1週間の活動停止とし、奉仕作業に従事する。その期間練習することはできない。なお、1週間以内に大会がある場合に本人は出場することができない。
- 問題行動等 …発覚し、指導を行った時点から該当の生徒は活動停止とし、奉仕作業及びミーティングを部全員または個人で行う。練習の再開については、部活動顧問会で検討する。発覚後に大会がある場合は出場を取りやめることとする。

(喫煙・飲酒・万引き・窃盗・暴行・いじめなど)

※ すべての事項において、個人的なものに関しては、該当の生徒のみ対処するものとする。

部として、事案を認知している場合や複数名が周知の上で関わっている場合は、部全体に上記を摘要する。

※ すべての事項において、ただちに部活動顧問会を開き、検討する。